

**幼児教育・保育の無償化に係る
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
の審議の報告**

2019年5月31日

幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場
- ・平成30年12月25日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回）
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
- ・平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）
- ・令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立

【経過】

○衆議院

3月12日 本会議（趣旨説明・質疑）、内閣委員会付託

3月15日 委員会審議① 3月20日 委員会審議② 3月22日 委員会審議③

3月27日 委員会審議④、参考人質疑 3月28日 内閣委員会・文部科学委員会・厚生労働委員会連合審査

4月 3日 委員会審議⑤、採決 4月 9日 本会議、採決

○参議院

4月12日 本会議（趣旨説明・質疑）、内閣委員会付託

4月18日 委員会審議① 4月23日 委員会審議②

4月25日 委員会審議③、内閣委員会・文教科学委員会・厚生労働委員会連合審査

5月 7日 参考人質疑 5月 9日 委員会審議④、採決 5月10日 本会議、採決 → 成立

⇒ **5月17日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）公布**

委員会審議での主な指摘

【認可外保育施設等に係る事項】

- ・ 子どもの安全の観点から、指導監督基準を満たさない施設も対象にする5年間の猶予期間は設けるべきでないのではないか。
- ・ 対象とするのであれば、5年間の猶予期間中、どのように質の確保を図っていくのか。
- ・ 原則年1回以上の監査の実施率が低い都道府県等があるが、指導監督は徹底できるのか。
- ・ 新たに市町村に調査等の権限が付与されるが、都道府県との連携をどのように図っていくのか。
- ・ ベビーシッターの質の確保はどのように進めるのか。新たな基準はどのようなものとするのか。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業の質の確保はどのように進めていくのか。
- ・ 猶予期間中、市町村が条例により対象範囲を限定できる仕組みは、どのようなものか。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 令和元年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方
裁量型

幼稚園
3~5歳

保育所
0~5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号~8号)

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て
支援事業(第4章)

地域の実情に応じた
子育て支援

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
(幼稚園<未移行>における
低所得者世帯等の子ども
の食材費(副食費)に対する
助成(第59条第3号ロ))
- ・多様な事業者の参入促進・
能力活用事業

仕事・子育て両立支
援事業(第4章の2)

仕事と子育ての
両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるように支援

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

※下線部分が今回の改正部分

- 子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。
- 令和元年度における無償化の実施に要する費用について、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する(交付税特会で経理。附則第15条)。

子ども・子育て支援給付(第8条)

児童手当等交付金(第8条、第2章第2節)

児童手当法等に基づく児童手当等の給付
【国:2/3、都道府県:1/6、市町村:1/6等】

子どものための教育・保育給付(第8条、第2章第3節、第3章第1節)

教育・保育給付認定子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4等】

- ・施設型給付費・幼稚園、保育所、認定こども園
※公立幼稚園・保育所は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付(第8条、第2章第4節、第3章第2節)

施設等利用給付認定子どもが幼稚園(未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

- ・施設等利用費・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子ども・子育て支援交付金(第4章)

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成)等の地域子ども・子育て支援事業【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3】

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

- ・企業主導型保育事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

＜国から都道府県・市町村への資金交付のイメージ＞

